

高知市ブロック塀等耐震対策事業について

1. 事業の内容

この事業は、避難路の確保や市街地の防災安全性を確保することを目的として、危険性が高い既存コンクリートブロック塀等の撤去又は安全な塀等へ改修する費用の一部を国・県・高知市が助成するものです。

2. 対象となるブロック塀等

塀の点検表（※1）で危険性が高いコンクリートブロック塀等と判定されたもので、かつ緊急輸送路又は避難路に直接的に面しているもの

※1 塀の点検表（別表1-1，別表1-2）

- ※ 緊急輸送路又は避難路とは「高知市地域防災計画（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 10 号ロ）に位置付けられた緊急輸送道路若しくは避難路又は高知市耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 6 条第 1 項）に位置付けられた避難路」です。
- ※ 宅地の境界にある塀や避難路等でない道などに面しているものは補助対象外です。
- ※ 事業申請を受けて、市職員が現地調査を行い塀の状況や点検を行い審査します。

3. 補助対象工事

- ① 既存コンクリートブロック塀等の撤去
 - ② 安全な塀等への改修（ブロック塀を撤去し、新しく安全なフェンスや生垣等を造る工事）
- ※ 門柱・門扉については、補助の対象外です。
 - ※ 既存コンクリートブロック塀の撤去が伴わない場合は、補助の対象外です。
 - ※ 撤去後に再度、コンクリートブロック塀を築造する工事はできません。
 - ※ 前面道路の幅員が 4メートル未満で、ブロック塀等を撤去後に新しくフェンス等を設置する場合は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項により、セットバックが必要となる場合があります。

4. 補助金額

補助対象経費（1メートル当たり 80,000 円を上限とする。）の3分の2以内の額又は 205,000 円のいずれか低い額（1,000 円未満切捨て）

5. 補助対象者

高知県税及び高知市税を滞納していないブロック塀等の所有者

6. 請負業者について

高知市内に本店を有する法人又は個人の施工業者による工事が対象で、下記の①～③のいずれかに該当する業者

- ① 高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱に基づき登録された工務店
- ② 建設業法第3条第1項の許可を受けた建設業者
- ③ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の登録を受けた解体工事業者

7. ブロック塀等耐震対策事業の流れ

※添付する証明書等は、申請時から3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。

① 事業認定申請

補助対象事業認定申請書(様式第1号)に必要書類を添えて提出してください。

- (1) ブロック塀等のある土地及び建物で、ア～ウのいずれかを添付する
 - ア 当該年度の固定資産税納税通知書の固定資産税(土地・家屋)課税明細書の写し
 - イ 土地・家屋課税台帳兼名寄帳(写し)(丸ノ内仮庁舎2階・税務証明係で発行)
 - ウ 土地及び建物の登記事項証明書(法務局で発行)
- (2) ブロック塀等の位置図(付近見取図)、配置図、平面図等
- (3) ブロック塀等の外観写真

② 現地調査(市職員が塀の点検表による危険度の調査等のため現地訪問します)

③ 補助金の交付申請(※認定を受けた日の翌日から30日以内に申請が必要)

補助対象事業認定通知書を受け取り、市内の登録業者に相談・協議して工事に必要な金額を確定してください。

補助金交付申請書(様式第4号)に下記の必要書類を添えて提出してください。

- (1) 高知県税の滞納がない証明書及び高知市税の滞納がない証明書
(丸ノ内仮庁舎2階・税務証明係で発行。なお、県税証明書については、最寄りの県税事務所で発行)
- (2) 補助事業認定通知書の写し(当該年度に認定されたものに限る)

- (3) 工事見積書（申請者を宛名とし、施工業者の印があり、内訳明細の付いたもの）
※工務店登録番号、建設業の許可番号、解体工事業登録番号のいずれかと施工業者の所在地（高知市内であること）を必ず記載すること
- (4) 工事後の状況がわかる平面図及び断面図（撤去のみの場合は不要）

④ **耐震対策工事に着手** 補助金交付決定通知書を送付します

※ 必ず、補助金交付決定通知後に工事業者と契約をしてください。交付決定前に、事前に契約をした場合は、補助の対象外となりますので注意してください。

※ 工事の内容を変更・中止・廃止をする場合は、事前に補助事業変更等承認申請書（様式第6号）を提出して承認を受ける必要があります。

⑤ **実績報告**

耐震対策工事が完了したら、代金の支払を済せ、業者の協力のもと下記の必要書類を揃え、実績報告書（様式第7号）と一緒に提出してください。

提出期限 ⇒当該年度の1月末日まで

- (1) 請負契約書等の写し
- (2) 写真（耐震対策工事の内容が確認できるもの）
- (3) 廃棄物管理票（E票）の写し
- (4) 工事代金領収書の写し

⑥ **補助金の請求**

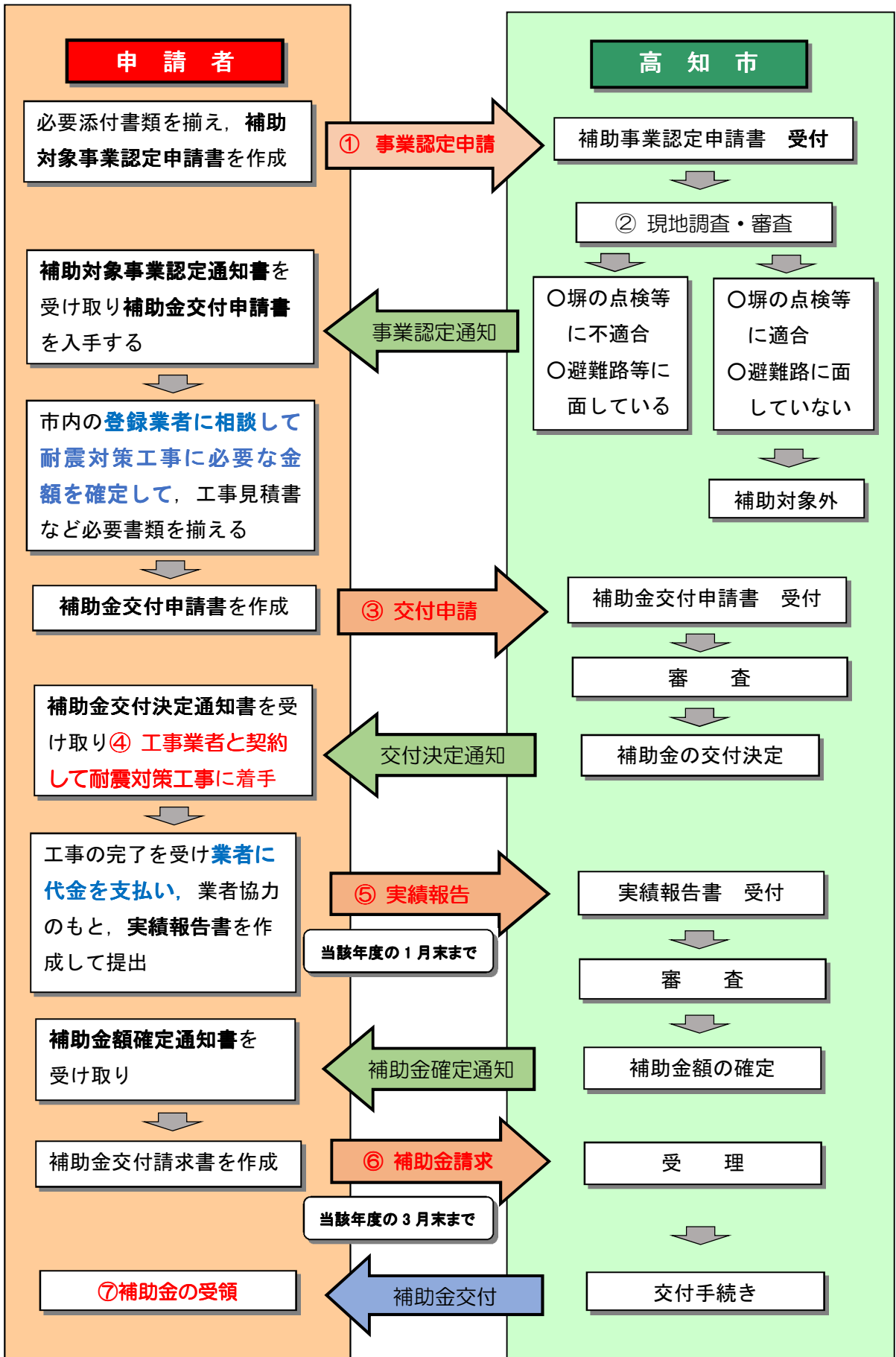
補助金額確定通知書を受け取ったら、補助金交付請求書（様式9号）を提出してください。

提出期限 ⇒当該年度の3月末日まで

⑦ **補助金の受領** 指定された振込口座へ振り込みます。



ブロック塀等耐震対策工事の流れ



別表 1 - 1

点検表 1			
補強コンクリートブロック塀の点検表 (鉄筋が入っていない場合は、組積造の塀の点検表を使用してください。)			
	点検項目	点検内容	チェック欄
1	高さ	2.2mを超えている	
2	壁の厚さ	高さ2mを超える塀で15cm未満	
		高さ2m以下で10cm未満	
3	鉄筋	壁頂、基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋が入っていない	
		壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80cm以内に入っていない	
4	控壁 (高さが1.2mを超える塀の場合)	3.4m以内ごとに、鉄筋が入った控壁が塀の高さの1/5以上突出していない	
5	基礎	丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がない	
6	傾き、ひび割れ	全体的に傾いている、又は1mm以上のひび割れがある	
7	その他	既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説（（一社）日本建築防災協会）により計算した結果、危険であると判断された	
	評価	7項目のうち1つでも当てはまれば、コンクリートブロック塀の安全対策が必要です	
	位置	緊急輸送道路又は避難路に面している	

別表 1-2

点検表 2			
組積造の塀の点検表			
	点検項目	点検内容	チェック欄
1	高さ	1.2mを超えている	
2	壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10未満	
3	控壁	4m以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍未満	
4	基礎	根入れ深さが20cm未満	
5	傾き ひび割れ	全体的に傾いている、又は1mm以上のひび割れがある	
6	その他	既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説（（一社）日本建築防災協会）により計算した結果、危険であると判断された	
	評価	6項目のうち1つでも当てはまれば、組積造の塀の安全対策が必要です	
	位置	緊急輸送道路又は避難路に面している	

【お問い合わせ・お申込み】

高知市役所 都市建設部 建築指導課

〒780-8571 高知市本町5丁目6番13号 南別館4階

電話番号 (088) 823-9470

F A X (088) 823-9454

ホームページ <http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/58/>